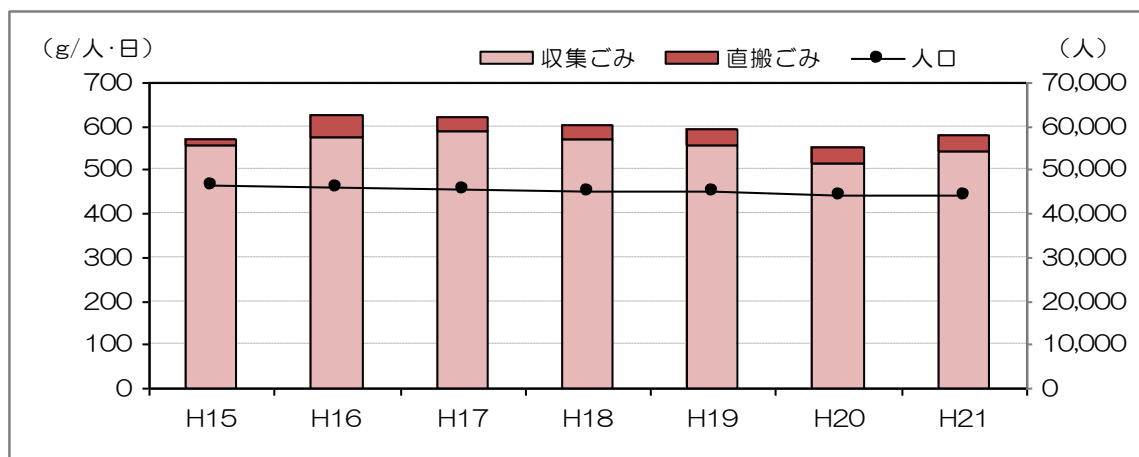


なお、事業系ごみは総じて人口に因らない場合があるため、年排出量を原単位として扱うものとする。

過去の排出量をみると、平成 16 年度から総体的に微減傾向を示し、近年過去 4 年間は著しい変動はない。このことから、僅かな増減はあるもののその変動は微細なもので、概ね横ばいと捉えることができる。

図 2.1.2-4 家庭系 1 人 1 日当たり排出量の推移



③ 事業系ごみの排出量の推移

事業系ごみの排出量は、平成 16 年度以降概ね減少傾向にあるが、生ごみ及び不燃ごみの排出量については、微量ながら増加傾向にある。また、可燃ごみは平成 16 年度以降微量ながらも減少傾向となっている。一方、粗大ごみの収集については、平成 15 年度から平成 21 年度までの間に 42.8 % の増加になっていることから、景気の影響に伴う事業所の閉鎖及び撤退により粗大ごみの収集が増加したものと思われる。

表 2.1.2-3 事業系ごみ排出量

区 分		単位	H.15	H.16	H.17	H.18	H.19	H.20	H.21
人 口		人	46,314	46,030	45,798	45,205	44,908	44,440	44,020
収集ごみ	生 ご み	t	1,299	1,465	1,350	1,273	1,308	1,369	1,412
	可燃ごみ	t	2,122	2,170	2,115	2,046	2,085	2,003	2,069
	不燃ごみ	t	250	112	139	148	160	148	153
	粗大ごみ	t	83	65	107	98	110	89	88
	資 源	t	191	199	176	168	138	118	123
合 計		t	3,945	4,011	3,887	3,733	3,801	3,727	3,845
直搬ごみ	生 ご み	t	315	344	360	351	331	327	250
	可燃ごみ	t	746	569	454	461	442	425	407
	不燃ごみ	t	274	12	12	16	27	20	18
	粗大ごみ	t	38	182	166	165	196	207	329
	資 源	t	34	62	50	44	35	47	59
合 計		t	1,407	1,169	1,042	1,037	1,031	1,026	1,063

表 2.1.2-5 ごみ排出量の実績

区 分			単位	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	
計 画 収 集 人 口			人	46,030	45,798	45,205	44,908	44,440	44,020	
自 家 処 理 人 口				0	0	0	0	0	0	
総 人 口				46,030	45,798	45,205	44,908	44,440	44,020	
家 庭 系	収 集	生 ご み	t	2,869	2,794	2,562	2,410	2,285	2,256	
		可 燃		5,361	5,492	5,445	5,324	5,163	5,211	
		不 燃		626	652	657	636	592	611	
		粗 大		491	512	418	400	448	444	
		資 源		279	275	267	244	232	247	
		計	t	9,626	9,725	9,349	9,014	8,720	8,769	
	直 搬	生 ご み	t	4	1	1	1	2	2	
		可 燃		103	100	106	113	126	134	
		不 燃		23	38	47	42	44	51	
		粗 大		631	393	348	390	378	364	
		資 源		30	37	45	46	40	42	
		計 ②	t	791	569	547	592	590	593	
	計	生 ご み	t	2,873	2,795	2,563	2,411	2,287	2,258	
		可 燃		5,464	5,592	5,551	5,437	5,289	5,345	
		不 燃		649	690	704	678	636	662	
		粗 大		1,122	905	766	790	826	808	
		資 源		309	312	312	290	272	289	
		計	t	10,417	10,294	9,896	9,606	9,310	9,362	
事 業 系	収 集 (許 可)	生 ご み	t	1,465	1,350	1,273	1,308	1,369	1,412	
		可 燃		2,170	2,115	2,046	2,085	2,003	2,069	
		不 燃		112	139	148	160	148	153	
		粗 大		65	107	98	110	89	88	
		資 源		199	176	168	138	118	123	
		計	t	4,011	3,887	3,733	3,801	3,727	3,845	
	直 搬	生 ご み	t	344	360	351	331	327	250	
		可 燃		569	454	461	442	425	407	
		不 燃		12	12	16	27	20	18	
		粗 大		182	166	165	196	207	329	
		資 源		62	50	44	35	47	59	
		計	t	1,169	1,042	1,037	1,031	1,026	1,063	
	計	生 ご み	t	1,809	1,710	1,624	1,639	1,696	1,662	
		可 燃		2,739	2,569	2,507	2,527	2,428	2,476	
		不 燃		124	151	164	187	168	171	
		粗 大		247	273	263	306	296	417	
		資 源		261	226	212	173	165	182	
		計	t	5,180	4,929	4,770	4,832	4,753	4,908	
合 計			t	15,597	15,223	14,666	14,438	14,063	14,270	
資源化量 (資源回収以外)	不燃・粗大より		t	530	552	429	450	410	469	
	生より	堆肥化		146	181	167	162	159	157	
		ガス化		3,641	3,233	3,188	3,112	2,976	3,045	
	資源より			565	534	509	450	423	455	
	計	除ガス化		1,241	1,267	1,105	1,062	992	1,081	
含ガス化		4,882	4,500	4,293	4,174	3,968	4,126			
資 源 回 収	拠点回収	紙 類	t	17	24	26	27	22	32	
		び ん 類		6	7	7	8	5	6	
		ア ル ミ		6	5	4	4	2	2	
		ス チ ー ル								
		ペットボトル		2	3	3	3	1	1	
		古 着 類		1	1	1	1	1	1	
	拠点回収の計			t	32	40	41	43	31	42
	集団資源回収	紙 パ ッ ク	t	11	8	7	8	7	6	
		紙 類		2,209	1,937	1,868	1,843	1,750	1,597	
		び ん 類		233	217	199	208	204	188	
		金 属 類		162	147	147	149	135	124	
		ペットボトル		92	99	107	108	104	100	
		そ の 他		1	1	1	1	1	1	
	集団回収の計			t	2,708	2,409	2,329	2,317	2,201	2,016
資源回収の合計			t	2,740	2,449	2,370	2,360	2,232	2,058	
合 計			t	18,337	17,672	17,036	16,798	16,295	16,328	

(2) ごみの区分割合

滝川市のごみの区分は、平成 15 年度より中空知衛生施設組合の構成市町となってからの過去 6 年間のごみ排出量割合を見ると、家庭系可燃ごみの平均値が 55.3%と最も多く、次いで生ごみの 22.7%であり、併せて家庭系排出量の約 8 割を占めている結果となっている。

また、事業系では、可燃ごみの平均値が 51.9%と最も多く、次いで生ごみの 34.5%であり、事業系排出量の約 9 割を可燃ごみと生ごみが占めている。

これらの傾向は、家庭系の生ごみ割合が微量ながら減少傾向にあるものの、総じて大きな変動はなく、将来にわたり横這いで推移するものと推察される。

表 2.1.2-6 ごみ排出量の割合（％）

区 分	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
（家 庭 系）						
可燃ごみ	52.5	54.3	56.1	56.6	56.8	55.5
生ごみ	27.6	27.2	25.9	25.1	24.6	23.5
計	80.1	81.5	82.0	81.7	81.4	79.0
（事 業 系）						
可燃ごみ	52.9	52.1	52.6	52.3	51.1	50.4
生ごみ	34.9	34.7	34.0	33.9	35.7	33.9
計	87.8	86.8	86.6	86.2	86.8	84.3

参考値として、平成 20 年度に「中・北空知 3 組合」の広域で行った可燃ごみ組成調査では、以下の表に示すように紙・布類が 71.5%と最も多い結果となっている。

表 2.1.2-7 可燃ごみ組成（平成 20 年度実績）参考値

ごみ組成の割合（％）					
紙・布類	ビニール・ゴム・合成樹脂・皮・革	木・竹・草類	厨芥類	不燃物類	その他
71.5	13.9	7.5	7.1	0.0	0.0

今後は、滝川市独自でごみ質調査を行い、ごみの組成を明らかにし、3R の取り組みをさらに充実させるため、現在可燃ごみとして処理されているその他プラ等の資源化を図るべく、圧縮・梱包等のリサイクル施設の整備が望まれる。

3. ごみ処理の実績

(1) ごみの減量化と資源回収の取り組み

① 資源回収の推移

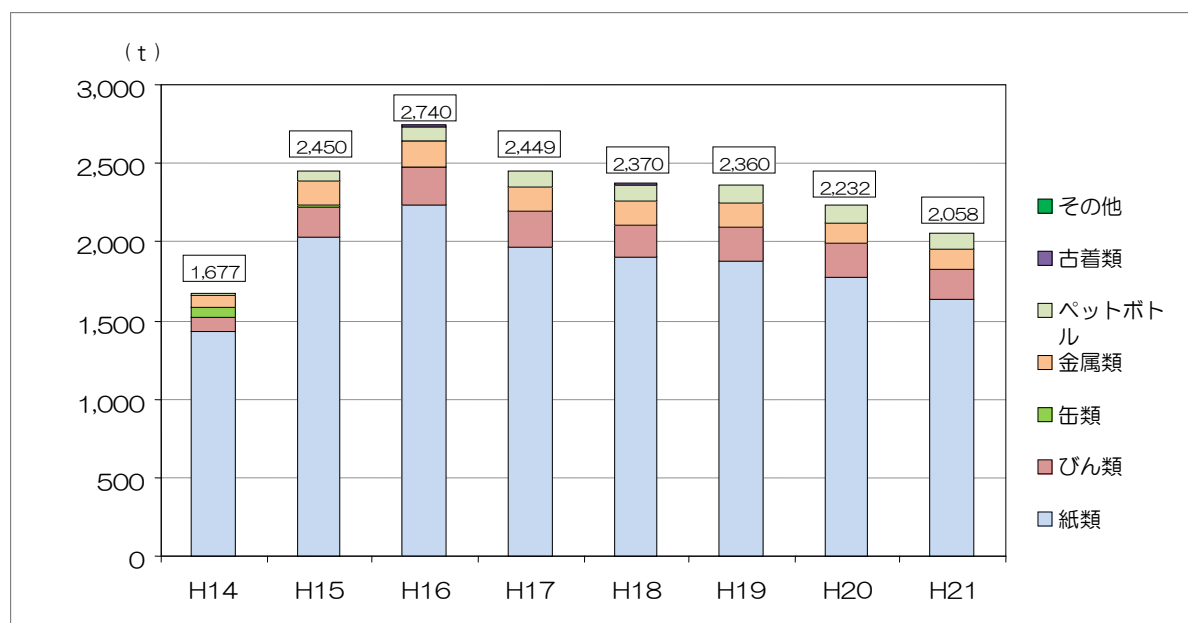
資源回収の中で最も多いのは紙類で、ピーク時の平成 16 年度は 2,237 t /年であった。次いで、びん類、金属類、ペットボトル、缶類、古着及びその他の順となっている。

また、総排出量では平成 16 年度を境に資源回収量が減少傾向となっている。特に紙類については、拠点回収や集団資源回収を利用出来ない人たちが可燃ごみとして排出している可能性があるものと推測される。

表 2.1.3-1 資源回収量（拠点及び集団回収）

区 分	単位	H.14	H.15	H.16	H.17	H.18	H.19	H.20	H.21
人 口	人	46,866	46,314	46,030	45,798	45,205	44,908	44,440	44,020
紙類	t	1,433	2,030	2,237	1,969	1,901	1,878	1,779	1,635
びん類	t	88	193	239	224	206	216	209	194
缶類	t	64	9	6	5	4	4	2	2
金属類	t	76	151	162	147	147	149	135	124
ペットボトル	t	15	66	94	102	110	111	105	101
古着類	t	—	—	1	1	1	1	1	1
その他	t	1	1	1	1	1	1	1	1
合 計	t	1,677	2,450	2,740	2,449	2,370	2,360	2,232	2,058

図 2.1.3-1 資源回収量の推移



② 環境教育及び普及啓発と助成

現在、幼稚園及び保育所から高校に至るまで一貫した環境教育の取り組みを行っているところであり、特にごみの排出抑制のための推進を図るべく紙製容器包装及び古紙類の回収に伴うリサイクル活動の参加やごみ処理施設の見学等を実施するなど、教育に関する啓発活動を行う計画である。

また、普及啓発については、町内会をはじめとした市民団体との協力により、広報紙及びホームページ等を活用した分別区分の普及啓発や資源回収の推進を図っている。

③ 拠点回収の推進

本市では、ごみの減量化・リサイクルを目的として、小売店、スーパー、商店街等と市が一体となり容器包装リサイクル法の対象品目（金属、ガラス、紙類、プラスチック類）の拠点回収の推進に取り組んでいる。

また、現在、食用油の廃油も収集しており、今後も作業環境を向上させ、更に廃油の収集量を増やすとともに、レアメタルを含む小型家電の回収・施設整備も検討している。

④ 集団回収の推進

本市では、容器包装リサイクル法に基づき、資源物の有効利用及び分別収集の徹底を図るべく減量化に取り組んでいる。また、併せて廃棄物及び資源物に関する市民の認識を図るため、町内会及び学校並びに市民活動団体等が自主的に実施する資源物の集団回収が実施されている。

⑤ 中間処理施設による資源回収

中間処理施設による資源回収については、中空知衛生施設組合（リサイクリーン）へ収集搬入又は直接搬入された資源ごみ等の中から、資源回収業者によって鉄等の有価物が回収されている。

⑥ 集団資源回収の主な将来活動

- ・レジ袋対策（マイバッグの持参運動）
- ・リサイクル出前講座
- ・環境教育や啓発活動の普及
- ・リサイクル推進員の選出

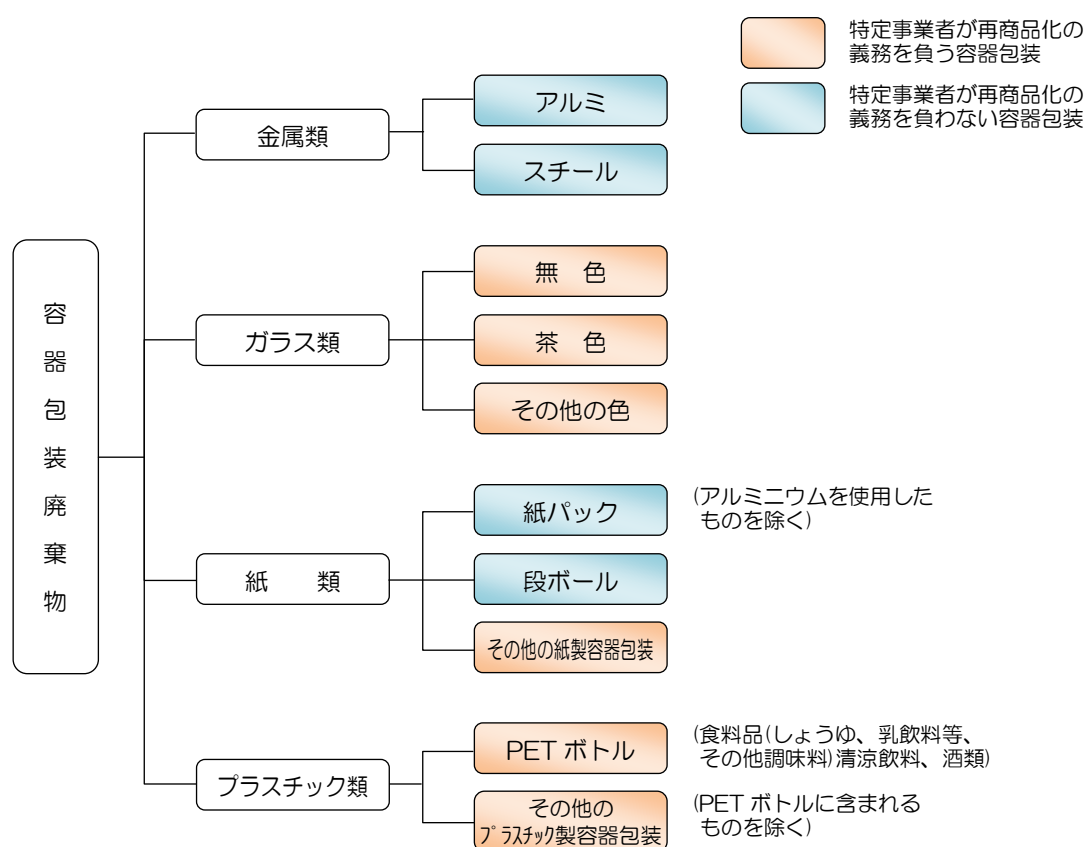
⑦ 家電製品及びパソコンのリサイクル

家電リサイクル法（特定家庭用機器再商品化法）の施行により、平成 13 年 4 月 1 日から家電 4 品目（洗濯機、冷蔵庫、エアコン、テレビ）と家電リサイクル法の一部改正により平成 16 年 4 月 1 日から冷凍庫も追加になった。

更には、平成 21 年度 4 月 1 日の改正により、家電 3 品目（液晶テレビ、プラズマ式テレビ、衣類乾燥機）が追加になったことから、以上の家電製品については法に基づいた製造業者等による適正な再生品化等がなされるよう、排出者から販売業者や指定取引場所等へ引き渡しを図られるよう周知徹底に努めている。

また、資源有効利用促進法により、平成 15 年 10 月 1 日から家庭で使用していたパソコンについても家電製品と同様に、製造業者等へ引き渡しを図られるよう周知徹底に努めている。

図 2.1.3-2 再商品化義務のある容器包装区分



4. ごみ処理体制

(1) ごみ収集及び運搬の現状

① 収集対象地域

収集対象地域は、全行政区域としている。

② 収集頻度及び分別区分

収集は委託により実施しており、排出者に対しては排出に際し市指定の有料ごみ袋の使用や粗大ごみ処理券の貼付を義務付けることによって、ごみの排出量に応じた手数料の支払い（従量制徴収）を求めている。

表 2.1.4-1 排出方法

分別区分		収集頻度		収集台数	収集主体	排出方法
		市街地区	農村地区			
生ごみ		週2回	週1回	13台	委託	個別収集
可燃ごみ		週2回	週1回	13台	委託	個別収集
不燃ごみ		月1回	月1回	13台	委託	個別収集
粗大ごみ		月1回	月1回	1台	委託	個別収集
資源ごみ	缶類	月1回	月1回	2台	委託	個別収集
	びん類					
	古紙類等					
	ペットボトル					

※個別収集：団地・アパート等の一部はステーション

③ 事業系ごみの処理形態

事業者が排出するごみは、事業者自らが中空知衛生施設組合（リサイクリーン）へ搬入するか、滝川市の一般廃棄物収集運搬業の許可を有する事業者に対して委託し、搬入することとなる。

(2) 処理経費

ごみの処理経費は、まだ広域化されていない平成14年度時点で約488,800千円程度であったが、現在は他市町との共同処理施設が充実したことによって広域分担処理費が新たに計上され、総額では増額となっている。

以下に、経常経費（調査研究費を除く）に対してごみの総量で除した直接処理原価（経常収益を見込まない）及び収集人口で除した1人当たり処理費について示す。

表 2.1.4-2 ごみ処理経費の状況

単位：千円

区 分	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
収集・運搬	222,466	215,983	216,655	217,216	216,204	205,862
最終処分場	63,580	64,958	64,737	63,988	47,238	39,540
清掃センター	4,918	4,890	4,877	4,927	3,174	3,062
粗大センター	19	80	21	0	11	0
広域分担処理	280,092	314,452	375,087	414,282	427,615	446,128
減量化対策	14,990	11,027	9,674	9,698	9,141	8,437
施設管理及び 職員人件費	95,110	104,409	105,183	94,314	76,868	42,630
そ の 他	35,733	30,851	37,005	35,922	36,941	35,927
合 計	716,908	746,650	813,239	840,347	817,192	781,586
分担を除く	436,816	432,198	438,152	426,065	389,577	335,458

図 2.1.4-1 ごみ処理経費の推移

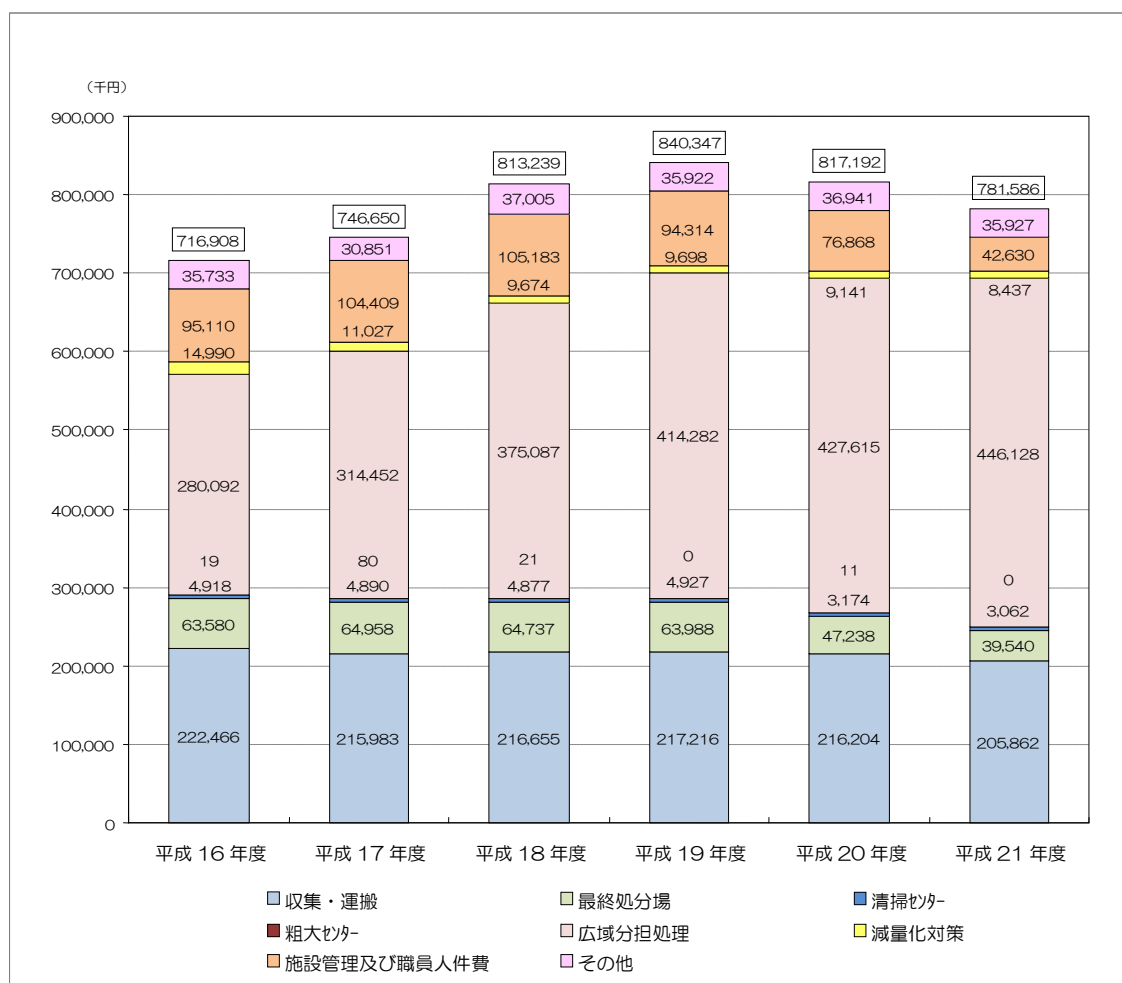


表 2.1.4-3 有料化の状況

区 分		有料化	袋の大きさ等	単価（円/枚）	備考
生 ご み		家庭系収集	3 リットル	20	
			6 リットル	40	
			12 リットル	80	
可 燃 ご み		家庭系収集	20 リットル	40	
			40 リットル	80	
不 燃 ご み		家庭系収集	10 リットル	20	
			20 リットル	40	
			40 リットル	80	
粗 大 ご み		家庭系収集	1m20kg 以上	400	
			その他	200	
資源ごみ	び ん 類	家庭系収集	20 リットル	10	・ 拠点回収、集団回収の資源ごみ回収は無料 ・ 古紙類の家庭系収集は無料
	缶 類		40 リットル	10	
	ペットボトル		50 リットル	10	
直 接 搬 入		直 接 搬 入	10kg	100	
事 業 系		直 接 搬 入	10kg	100	

表 2.1.4-4 ごみ処理原単位の現状

区 分	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
収集人口(人)	46,030	45,798	45,205	44,908	44,440	44,020
ごみ処理量 (t/年)	15,027	14,685	14,142	13,975	13,626	13,798
1 人当たり処理原価(千円)	14.799	15.629	17.171	17.913	17.557	16.939
1 t 当たり処理原価(千円)	45.330	48.744	54.889	57.562	57.262	54.041

※：処理原価は経常収益を見込まない直接原価。算定式の分子（経常費用）はその他（調査研究費）を除く。

(3) 処理施設の現状

① 広域処理施設

本市のごみ処理に関わる広域処理施設は、可燃ごみを処理するガス化溶融施設と資源・生ごみ・粗大・不燃を処理する中間処理施設リサイクリン（リサイクルプラザ、メタン発酵処理施設、中継施設）が上げられる。各施設の概要は次の通りである。

a. ガス化溶融施設

現在、各 3 組合の各構成市町から分別収集された一般廃棄物可燃ごみは、(株)エコバレー歌志内が所有するガス化溶融施設で処理を行っている。

また、平成 25 年 4 月からは、中・北空知廃棄物処理広域連合による新たな焼却施設（歌志内市内）が供用開始となる予定である。

表 2.1.4-5 ガス化溶融施設の概要

施 設 名	エコバレー歌志内
設 置 主 体	株式会社 エコバレー歌志内
所 在 地	歌志内市東光 35 番 8
処 理 能 力	165 t/日 (82.5 t/日×2 炉)
竣 工 年 月 日	平成 15 年 4 月
対 象 品 目	中・北空知広域圏の一般廃棄物可燃ごみ、廃自動車等のシュレッダーダスト
処 理 方 法	ガス化溶融炉（プラズマ式）
資 源 化	溶融スラグによるインターロッキングブロック等の道路資材への利用
発電以外の余熱利用	熱供給

b. リサイクルプラザ

リサイクルプラザは、リサイクル施設（選別・圧縮・梱包）及び破碎施設の集合施設となっており、分別収集された廃棄物をそれぞれのライン工程で処理している。

表 2.1.4-6 リサイクルプラザの概要

施 設 名	中空知衛生施設組合 リサイクリン
設 置 主 体	中空知衛生施設組合
所 在 地	滝川市東滝川 760 番地 1
処 理 能 力 及び 竣 工 年 月 日	リサイクル施設（資源選別）18 t/日、平成 15 年 3 月 破碎施設（不燃・粗大）12 t/日、平成 15 年 7 月
対 象 品 目	缶類、びん類、ペットボトル、古紙類、不燃ごみ、粗大ごみ
処 理 方 法	選別、圧縮、梱包、破碎、保管

c. 中継施設

中継施設は、収集された可燃ごみ及びメタン発酵施設とリサイクルプラザからの可燃ごみをコンテナに圧縮し、エコバレー歌志内（ガス化熔融施設）に搬送している。

表 2.1.4-7 運搬中継施設の概要

施 設 名	中空知衛生施設組合 リサイクルリーン
設 置 主 体	中空知衛生施設組合
所 在 地	滝川市東滝川 760 番地 1
処 理 能 力	58 t / 日
竣 工 年 月 日	平成 15 年 3 月
対 象 品 目	可燃ごみ
処 理 方 法	圧縮、保管

d. メタン発酵処理施設

分別収集された生ごみは、メタン発酵処理施設において発電利用と農地還元を目的とする堆肥化を行っている。

表 2.1.4-8 メタン発酵処理施設の概要

施 設 名	中空知衛生施設組合 リサイクルリーン
設 置 主 体	中空知衛生施設組合
所 在 地	滝川市東滝川 760 番地 1
処 理 能 力	55 t / 日
竣 工 年 月 日	平成 15 年 7 月
対 象 品 目	生ごみ
処 理 方 法	前処理 → メタン発酵処理 → 発電利用 + 水処理 + 堆肥
資 源 化	農地還元を目的とする堆肥化
発電以外の余熱利用	熱供給

② 広域処理施設の分担金

広域処理施設に係わる運営費のうち、本市の負担費用について次表に示す。

表 2.1.4-10 リサイクルクリーンの運営経費

単位：千円

区 分	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
共 通 費			722	718	506	916
維持管理費	269,803	293,046	278,137	298,980	312,053	330,161
施 設 費	10,289	21,406	96,228	114,584	115,056	115,051
分担処理合計	280,092	314,452	375,087	414,282	427,615	446,128

※リサイクルクリーン及びメタン発酵処理施設に係わる経費

③ 滝川市の処理施設

a. 最終処分場施設

当初、埋立計画では焼却施設からの焼却残渣物及び不燃ごみを埋立していたが、現在は分別収集された不燃ごみのほか、リサイクルプラザとメタン発酵処理施設及びし尿等処理施設からの残渣物等を埋立している。

表 2.1.4-9 最終処分場施設の概要

施 設 名	滝川市一般廃棄物最終処分場
設 置 主 体	滝川市
所 在 地	滝川市東滝川 755 番地 1
埋 立 面 積	35,100m ²
埋 立 容 量	163,600m ³
竣工年月日	平成 6 年 11 月
対 象 品 目	不燃物
浸出水処理方法	回転円板法＋凝集沈殿（処理能力：75m ³ /日・日平均）

(4) ごみ処理の体制

① 運営及び維持管理体制

本市の現在のごみ処理に関する組織体制は、以下のとおりである。

表 2.1.4-11 ごみ処理に関する組織体制

項目\分担処理	滝 川 市	リサイクルーン
担 当 所 管	滝川市 市民生活部 くらし支援課	中空知衛生施設組合
所 在 地	滝川市大町 1 丁目 2 番 15 号	滝川市東滝川 760 番地 1
連 絡 先	TEL (0125) 23-1234	TEL (0125) 75-3800
処理担当範囲	収集・運搬・資源回収、最終処分場維持管理	リサイクルプラザ・メタン発酵処理施設・ 運搬中継施設
構 成 市 町	—	滝川市・芦別市・赤平市・新十津川町・雨竜町

(5) ごみ処理の評価

① ごみ処理評価の基準

本市におけるごみ処理の実態を北海道平均を基準に評価する。評価基準は、全道公表値（総務省：一般廃棄物処理実態調査結果）の直近が平成 20 年度であるため、これと比較する本市の実績についても同公表値を用いることとした。

また、評価手法は「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針」（平成 19 年 6 月 環境省）及び「一般廃棄物会計基準」（平成 19 年 3 月 環境省）に準拠し、このうち評価可能な項目と一部参考値を評価計算した。

指針に基づく評価数値の算出方法及び指数の見方は、以下の通りとなっている。

表 2.1.4-12 評価数値の算出方法

指 標 の 名 称		単 位	計 算 方 法
①	人口 1 人 1 日当たりごみ総排出量	kg/人・日	ごみ総排出量（年間収集量+直接搬入量+集団回収量）/計画収集人口 ÷ 365 日
②	廃棄物からの資源回収率	t/t	総資源化量（直接資源化量+中間処理後資源化量+集団回収量） ÷ ごみ総排出量*100
③	廃棄物からのエネルギー回収量	MJ/t	民間の焼却施設で余熱の場内利用を実施しているが、正確なデータがないため算出していない。
④	廃棄物のうち最終処分される割合	t/t	最終処分量 / ごみ総排出量
⑤	廃棄物処理に伴う温室効果ガスの 1 人 1 日当たりごみ総排出量	kg/人・日	埋立組成実態が不明であり、正確なデータがないため算出していない。
⑥	住民満足度	—	アンケート調査に基づく住民満足度調査を実施していないため算出していない。
⑦	人口 1 人当たり年間処理経費	円/人・年	廃棄物処理に要する総費用（経常費用－経常収益）/ 計画収集人口
⑧	資源回収に要する費用	円/t	資源回収のみに要する費用を区別していないので算出していない。
⑨	エネルギー回収に要する費用	円/MJ	エネルギー回収のみに要する費用を区別していないので算出していない。
⑩	最終処分減量に要する費用	円/t	最終処分減量に要する総費用 / (ごみ総排出量 - 最終埋立処分量)
参 考	減量率	t/t	(直接資源化量+直接焼却量+焼却以外の中間処理量)/ごみ処理量*100
	リサイクル率	t/t	(直接資源化量+中間処理後再生利用量+集団回収量)/ (ごみ処理量+集団回収量)*100

表 2.1.4-13 評価指数の見方

指 標 の 名 称		指 標 の 見 方
①	人口 1 人 1 日当たりごみ総排出量	指数が大きいほどごみ排出量は少なくなる
②	廃棄物からの資源回収率	指数が大きいほど資源回収率は高くなる
③	廃棄物からのエネルギー回収量	指数が大きいほどエネルギー回収量は多くなる
④	廃棄物のうち最終処分される割合	指数が大きいほど最終処分される割合は小さくなる
⑤	廃棄物処理に伴う温室効果ガスの 1 人 1 日当たりごみ総排出量	指数が大きいほど温室効果ガスの排出量は少なくなる
⑥	住民満足度	指数が大きいほど住民満足度は高くなる
⑦	人口 1 人当たり年間処理経費	指数が大きいほど 1 人当たり処理費は少なくなる
⑧	資源回収に要する費用	指数が大きいほど費用対効果は高くなる
⑨	エネルギー回収に要する費用	指数が大きいほど費用対効果は高くなる
⑩	最終処分減量に要する費用	指数が大きいほど費用対効果は高くなる
参 考	減量率	指数が大きいほど減量率は高くなる
	リサイクル率	指数が大きいほどリサイクル率は高くなる

② ごみ処理評価の結果

ごみ処理の評価は、前表①，②，④，⑦及び〔参考〕減量率，リサイクル率についての6評価を行った。

その結果、本市のごみ処理状況は、全ての項目で全道平均を上回り良好な結果であった。特に、最終処分量の評価では 157.1 と全道平均の 1.5 倍以上を示す指数となっており、最終処分量の減量化が進んでいる。また、参考値ではあるがリサイクル率についても良好な割合を示し、ごみの適正な分別が進み、再利用に対する意識の向上が伺える。

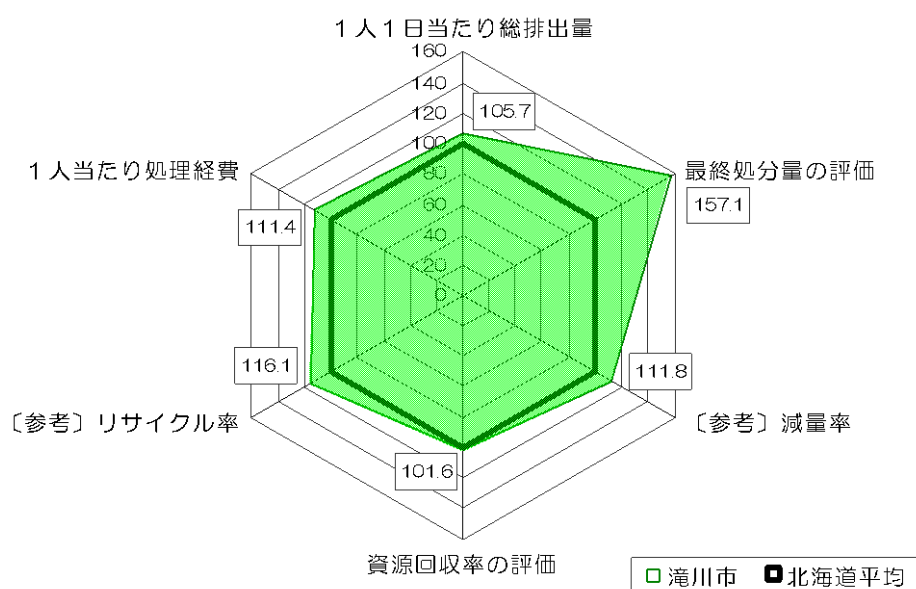
なお、資源回収率とリサイクル率との違いは、分母となるごみの種別違いであり、資源回収率がごみ総排出量（計画収集量＋直接搬入量＋集団回収量）であるのに対し、リサイクル率はごみ処理量（直接焼却量＋直接最終処分量＋焼却以外の中間処理量＋直接資源化量）＋集団回収量となっている。以下に、評価結果を示す。

表 2.1.4-14 評価指数の算出結果

	全道値	滝川市	評価結果
1人1日当たり総排出量 (kg/人・日)	1,073	1,013	105.7
資源回収率の評価 (%)	19.32	19.63	101.6
最終処分量の評価 (%)	23.5	10.1	157.1
1人当たり処理経費 (円/人・年)	9,844	8,718	111.4
〔参考〕減量率 (%)	87.3	97.7	111.8
〔参考〕リサイクル率 (%)	19.4	22.5	116.1

※評価に用いた数値は、総務省：一般廃棄物処理実態調査結果（H20）による。

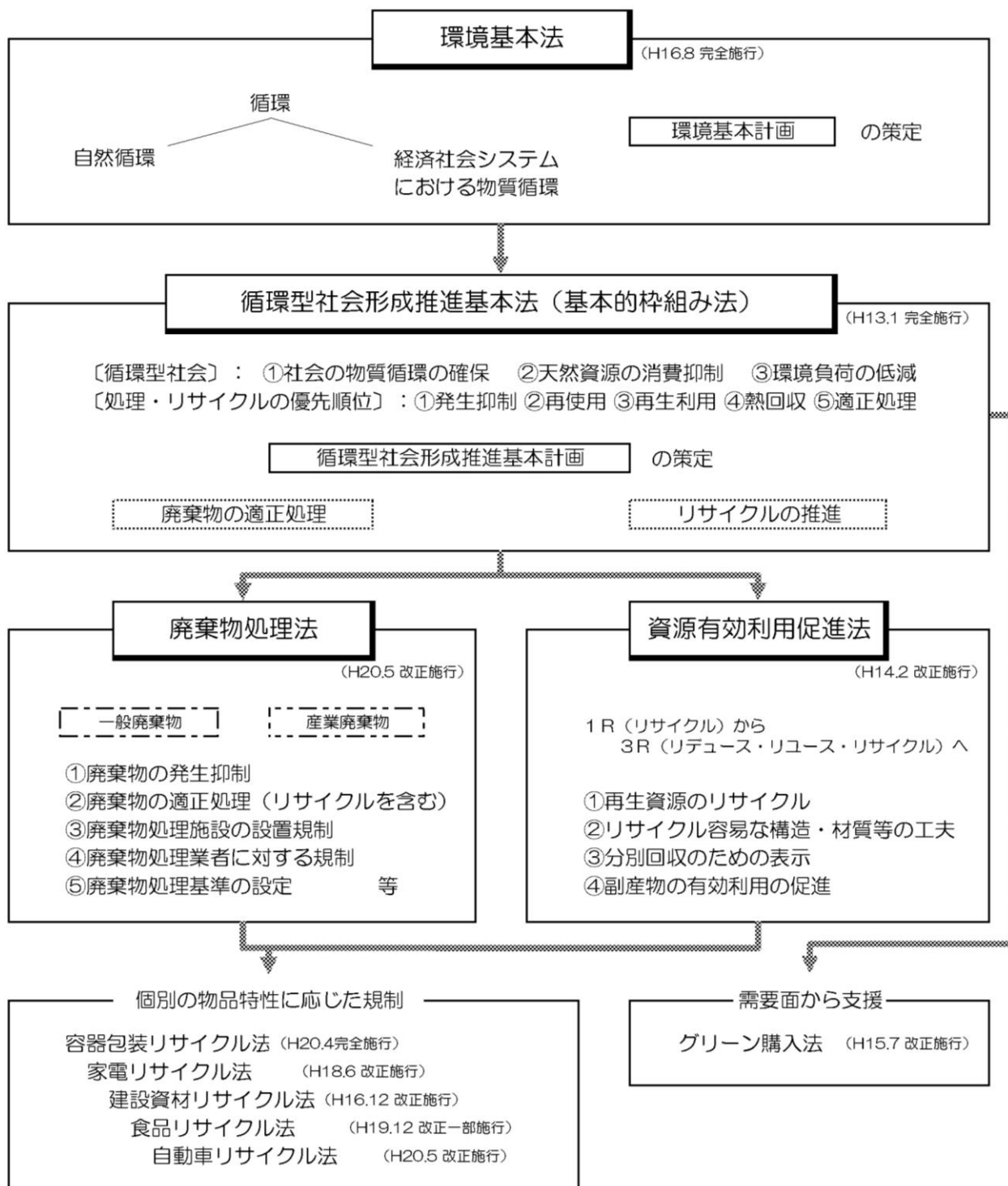
図 2.1.4-2 ごみ処理評価の結果



(6) ごみ処理関連法

ごみ処理に関連する法律は、環境基本法を基に様々なものがあり、その体系は下図に示すとおりとなっている。

図 2.1.4-3 み処理関連法の体系図



【廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）】

廃棄物の処理及び清掃に関する法律は、昭和 45 年の制定（施行は昭和 46 年 9 月）以来、廃棄物の種類や発生に係わる常に新たな問題等が出現する状況にあるため、頻繁に改正（施行令や施行規則を含む）が行われてきている。

① 法改正の経緯

◇ 昭和 51（1976）年 改正

1. 「措置命令規定の創設」
2. 「再委託の禁止」
3. 「処理記録の保存」
4. 「敷地内埋立禁止」

◇ 平成 3（1991）年 改正（平成 4 年 7 月施行）

1. 「目的の改正」
2. 「国民、事業者、国/地方公共団体の責務」を強化
3. 「一般廃棄物処理計画」の策定
4. 「特別管理廃棄物制度」を導入
5. 「特別管理産業廃棄物管理責任者の設置と特別管理産業廃棄物管理票（マニフェスト）制度」の発足
6. 「産業廃棄物処理業の許可更新制度」を導入
7. 「産業廃棄物処理業者の規制強化」
8. 「一般廃棄物処理施設の規制強化」
9. 「罰則強化、措置命令発動要件の緩和」
10. 「委託契約」の締結義務
11. 「廃棄物処理センター制度」を導入

◇ 平成 5（1993）年 改正（平成 5 年 12 月施行）

1. 「廃棄物の輸入に関する規制」

◇ 平成 6（1994）年 改正（平成 6 年 9 月施行）

1. 「シュレッダーダストに関わる施行令の改正」

◇ 平成 9（1997）年 改正

1. 「廃棄物の減量化・リサイクル促進」
2. 「産業廃棄物処理施設設置許可手続きの明確化」
3. 「最終処分場の廃止手続き」の制約（義務と適合基準）
4. 「産業廃棄物処理業の許可の欠格事項」の追加と変更
5. 「産業廃棄物処理業者への委託基準強化」
6. 「産業廃棄物管理票（マニフェスト）制度」の変更

- 7.「罰則の強化」
- 8.「措置命令の対象」追加
- 9.「廃棄物撤去等の措置命令手続き」が簡素化・迅速化
- 10.「焼却に伴うダイオキシン類規制強化」

◇ 平成 12（2000）年 改正

- 1.「国の基本方針策定」
- 2.「都道府県廃棄物処理計画の策定」
- 3.「都道府県が行う(特別管理)産業廃棄物の処理」
- 4.「多量排出事業者の処理計画の策定」
- 5.「廃棄物処理センター制度の見直し」
- 6.「廃棄物処理業許可の取り消し等の案件追加」
- 7.「処理施設設置許可要件の追加」
- 8.「産業廃棄物管理票（マニフェスト）制度の見直し」
- 9.「産業廃棄物の野外焼却等の規制」
- 10.「支障除去等措置命令の強化」
- 11.「罰則の強化」

◇ 平成 13（2001）年 改正（平成 6 年 9 月施行）

- 1.「新たな処理施設の対象」の追加
- 2.「PCB関連」の追加と改正
- 3.「と畜場法及び食鳥処理法関連」の追加

◇ 平成 14（2002）年 改正（平成 6 年 9 月施行）

- 1.「し尿等の処理物の海洋投入処分を禁止」
- 2.「産業廃棄物排出事業者の契約添付書面の保存」を追加
- 3.「コンクリートくず」を明示
- 4.「管理型最終処分場の排水基準に3項目追加」
- 5.「ダイオキシン類対策特別措置法関連」に施設を追加
- 6.「ダイオキシン類を含む汚泥のコンクリート固化施設」を設置許可が必要な施設に追加
- 7.「特別管理産業廃棄物の追加」

◇ 平成 15（2003）年 改正

- 1.「国の責務の明確化」
- 2.「廃棄物処理施設整備計画の策定」
- 3.「事業者の一般廃棄物の委託による措置」を追加
- 4.「廃棄物処理業及び廃棄物処理施設の設置許可手続き等の適正化」
- 5.「廃棄物処理業等の許可に係る特例」

- 6.「報告の徴収および立入検査の拡充」
- 7.「罰則の強化」
- 8.「ダイオキシン類対策特別措置法の一部改正による改正」
- 9.「BSE（牛海綿状脳症）関連の特例」を制定

◇ 平成 16（2004）年 改正

- 1.「PCBが不着したものを特別管理産業廃棄物に追加」
- 2.「処理基準・許可基準のPCB廃棄物に係わる規程」を制定
- 3.「自動車リサイクル法の施行による使用済み自動車等の保管基準」を制定
- 4.「廃棄物処理施設の設置許可申請に係る生活環境影響調査書の添付の特例」
- 5.「処理施設の事故時の応急措置及び都道府県知事への届出の義務化」
- 6.「産業廃棄物の不適正処理事案に係る環境大臣による指示規定の創設」
- 7.「運搬車への表示、書面備え付けの義務付け」
- 8.「罰則の強化」

◇ 平成 17（2005）年 改正

- 1.「産業廃棄物関連事務」の移管
- 2.「罰則強化」
- 3.「補助金の規程を廃止」
- 4.「産業廃棄物管理票制度の強化(記載項目の追加、保存義務化など)」
- 5.「無許可営業罪等に係る法人重課規定の創設」
- 6.「産業廃棄物処理業者が産業廃棄物の処理を行い、又は委託する際に係る法の適用関係を明確に」
- 7.「最終処分場の維持管理積立金制度の対象拡大」
- 8.「許可の厳格化等」

◇ 平成 18（2006）年 改正

- 1.「無害化処理認定制度の創設」
- 2.「石綿含有廃棄物の処理基準の創設」
- 3.「石綿含有廃棄物等の熔融施設について」
- 4.「特別管理産業廃棄物（「廃石綿等」）について」
- 5.「産業廃棄物管理票（マニフェスト）の報告書について」
- 6.「廃棄物処理業等の許認可申請手続き等について」

◇ 平成 20（2008）年 改正

- 1.「産業廃棄物の「木くず」の区分について」改正と追加

(7) 国が定める目標等

① 減量化目標等

国では、廃棄物処理法に基づき廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的に基本的な方針を定めており、平成 13 年 5 月 7 日環境省告示第 34 号の中で一般廃棄物の減量化目標を以下のとおり設定している。

また、循環型社会形成推進基本法に基づき策定された第 2 次循環型社会形成推進基本計画（平成 20 年 3 月 24 日閣議決定）では、取組指標として一般廃棄物の減量化に関する目標を以下のとおり設定している。

表 2.1.4-15 国の減量化目標

区 分	国が定める基本方針	第 2 次循環型社会形成推進基本計画
基準年度	平成 9 年度	平成 12 年度
目標年度	平成 22 年度	平成 27 年度
一般廃棄物総排出量の 1 人 1 日当たりのごみ排出量	—	10% (集団回収量を含む)
1 人 1 日当たりの家庭系ごみ排出量	5% (集団回収量含む)	20% (資源回収されるものを除く)
1 日当たりに事業所から排出するごみ量	—	20% (事業所規模によりごみ排出量の差が顕著であるため、事業所当りでなく総量について目標を設定する。)
再生利用量	24%	—
最終処分量	13%	概ね半分に削減

表 2.1.4-16 1 日当たり家庭系及び事業系から排出するごみ原単位（参考値）

区 分	平成 12 年基準年度
1 人 1 日当たり家庭系から排出するごみ量	約 630 グラム
1 日当たりに事業所から排出するごみ量	約 10 キログラム

※1 人 1 日当たり家庭から排出するごみ量 1.1 キログラムから事業系ごみ、資源ごみなどを除いた値

なお、北海道が示している指標の目標値は次のとおりである。

【北海道の指標の目標値】

a.ごみ排出量（1 人 1 日当たり）

基準値：1,221g/人・日（平成 17 年度）→ 目標値：1,050g/人・日（平成 29 年度）

※基準年度のごみ排出量の約 15%削減を目標として設定している。

b.ごみのリサイクル率

基準値：17.2%（平成 17 年度）→ 目標値：27.0%（平成 29 年度）

※基準値年度のリサイクル率の約 10%向上を目標として設定している。

5. ごみ処理の課題

(1) ごみ排出抑制

本市におけるごみの1人1日当たりの排出量（収集ごみ＋直接搬入ごみ＋集団回収及び拠点回収）は、過去7年間（平成15年～平成21年）の平均値が742g/人・日であり、北海道の過去5年間（平成15年～平成19年）の平均値1,230g/人・日及び全国過去5年間（平成14年～平成18年）の平均値1,145gを大きく下回り、良好な結果となっている。

一方、本市のリサイクル率は平成21年度実績値で38%と高い値を示しており、国が定める基本方針（平成27年度目標値）の25%及び北海道が定める指標（平成29年度目標値）の27%を大きく上回り、すでに目標を達成している結果となっている。

この事を踏まえ、本市では平成37年の目標年度まで更なるリサイクル率の向上を目指し、再資源化に取り組んでいく方針である。また、燃やせるごみに含まれるプラスチック類等については、広域的に統合した焼却施設において熱回収（余熱利用）を行うため引き続き可燃ごみとして処理するが、容器包装リサイクル法の動向も注視しながら、資源化可能廃棄物としてその処理のあり方を検討する必要がある。

表 2.1.5-1 ごみ排出量（1人1日当たり）

単位：グラム/人・日

区 分	H.14	H.15	H.16	H.17	H.18	H.19	H.20	H.21
滝川市	1,022	567	620	616	600	586	574	583
北海道		1,315	1,287	1,221	1,193	1,135		
全 国	1,166	1,166	1,146	1,131	1,115			

【ごみのリサイクル率（指標の目標値）】

国が定める基本方針＝平成27年度 ～ 25%

北海道が定める基本方針＝平成29年度 ～ 27%

滝川市の実績値＝平成21年度 ～ 38%（実績値）

表 2.1.5-2 容器包装リサイクル法の沿革

平成7年	容器包装リサイクル法 制定
平成9年	容器包装リサイクル法 一部施行（びん、缶、ペットボトル等）
平成12年	完全施行（紙製容器包装、プラスチック製容器包装）
平成18年 6月	改正容器包装リサイクル法 成立
平成18年12月	改正容器包装リサイクル法 一部施行（罰則強化、基本方針改正等）
平成19年 4月	改正容器包装リサイクル法 本施行「容器包装廃棄物の排出抑制（リデュース）等」
平成20年 4月	改正容器包装リサイクル法 完全施行（事業者から市町村に資金を搬出する仕組み等）